

令和7年1月1日からの麻薬小売業者免許を申請される方へ

平素より葛飾区の保健所業務にご協力いただきありがとうございます。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号、令和5年12月13日公布）の施行（令和6年12月頃）により、施行後に発効する麻薬小売業者免許の取得については、麻薬及び向精神薬取締法第3条第3項に定める欠格事由に次の2点が追加されます。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

つきましては記載例をご確認いただき、ご提出くださいますようお願いいたします。